

# 県国民健康保険課コーナー



## よくお寄せいただく質問について

厳しい暑さが続いています。皆様におかれては、多忙な日々をお過ごしのことと思います。今回の県国民健康保険課コーナーでは、皆様からよくご質問をいただく事項等について、Q & A形式でご紹介します。今後の事務の参考にいただければ幸いです。

**Q1** 住民税の過年度の賦課決定がされた場合、それに合わせて国民健康保険料の賦課をすることができますか。

**A1** 国民健康保険法第110条の2により、該当年度の最初の納期限の翌月から2年を経過した日以後においては、国民健康保険料の賦課決定を行うことはできません。この賦課決定は、増額更正だけでなく、減額更正も含まれます。  
なお、国民健康保険税の賦課決定は、地方税法第17条の5により、増額更正が3年、減額更正は5年を経過する日までとされています。

**Q2** 在留期間が終了して在留資格がない状態の外国人の国民健康保険への加入はできますか。

**A2** 国民健康保険法第6条第11項及び国民健康保険法施行規則第1条各号に該当する外国人については、国民健康保険の被保険者とならないので、不法滞在者は国民健康保険に加入できないこととなります。

**Q3** 市町村国保の被保険者が、転居により別の市町村国保の被保険者となった場合、前の市町村国保の高額療養費の支給は多数回該当の回数のカウント対象になりますか。

**A3** 高額療養費の多数回該当を判断する際の、「直近12か月に4回以上」という条件は「同一の保険者の下で」という前提条件を伴います。平成30年度からは、都道府県も国保の保険者となることに伴い、多数回該当の判定は、同一都道府県内の市町村間の住所異動の場合は、「同一保険者の下で」ということになり、転居前の市町村国保の高額療養費の支給は、多数回該当の回数のカウントの対象となります。

**Q4** 平成30年7月に発生した豪雨により、患者が自宅で保管していた薬が水に浸かってしまった場合、医療機関は同じ薬を再度処方することができますか。また、このことについて保険請求することはできますか。

**A4** 豪雨災害など「天災地変のやむをえない場合」に該当し、本人の責任ではない場合には、保険適用として処方せんを再発行することができます。この場合は、既に同じ内容の処方せんが発行されて薬が出されているため、再発行につき診療報酬を請求する際には、レセプトの備考欄に再発行となった理由（コメント）を記載することが必要となります。